

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.46

新たな知財立法、知財ポリシー文書、そして国際商標

はじめに

本号では、アフリカ全域を視野に入れて知的財産関連の各種文書について論じる。これら文書の中には、モーリシャスの知的財産法案、マラウイの知財ポリシー文書、さらには国際商標登録がザンビアにおいて実際に有効であるか否かという問題を扱った判決等が含まれる。

アフリカ全体 – アフリカ大陸自由貿易協定 (AfCFTA)

アフリカ大陸自由貿易協定 (AfCFTA) の話題は、過去にも本ニュースレター (アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 43) で取りあげたことがある。アフリカ全域にまたがる自由貿易地域「アフリカ大陸自由貿易圏」 (African Continental Free Trade Area) の創設を目指す野心的な協定である。長期的に見ればこの協定は知的財産に関して非常に重大な成果をもたらすかもしれないが、今後状況がどう展開するかを知るすべはない。アフリカのための統一的な登録制度 (EU に存在するような制度)、そのような制度が国内登録に及ぼす影響、広域登録制度である OAPI や ARIPO、はてはマドリッド協定議定書 (マドリッド・プロトコル) に基づく登録のような国際登録に至るまでの諸問題についてアフリカ諸国が話し合いを始める時節がいずれ到来するだろう、と評論家たちはかねてから示唆してきた。その際、アフリカ諸国はアフリカの一定の実情に配慮する必要があるだろう、とも示唆してきた。たとえば、この大陸には闇経済の一大セクターが存在するという事実、模倣品取引が蔓延しているという事実、アフリカの多くの国にとって伝統的知識は重要であるという事実、アフリカには「後発開発途上国」に該当する国々がいくつもあるため医薬品特許に関する TRIPS の弾力的措置を利用できるという事実は考慮に入れるべきであろう。

最近、世界経済フォーラムのアフリカ地域会議が南アフリカのケープタウンで開催され、参加者たちは、AfCFTA をさらに前進させるための最善の方法について議論を戦わせた。この会議で示された提言の中で、AfCFTA が直面しているいくつかの障害に注目しているという点で興味深い提言が 2 件あった。その障害とは以下のようなものである。

インフラの不備： 南アフリカ開発銀行を代表して同会議に出席したメンバーの 1 人は、ネットワーク関連のインフラストラクチャーが AfCFTA 成功の鍵を握っており、国境を越えた人と物の円滑な移動を容易にするためにはネットワークインフラの整備が早急に要求されると述べている。

実現環境の欠如： 同じく同会議に参加していたデロイト社の新興市場部門担当常務は、政府は企業の繁栄を実現できる環境を作り出す必要があると述べている。同常務が述べた意見は以下のようなものであった：「貿易を行うのは国家ではない。企業が貿易を行うのである・・・自由貿易を実現可能にして多国籍企業を自国に誘致するための施策を自国の政策に盛り込む上で、最善の方法を模索することはそれぞれの国に委ねられた責務である。」

ガーナ – 商標登録の更新

ガーナの商標登録局は、商標登録を更新できるのは登録の際に文書交付先として指定された弁護士のみであるという見解を採っているようだ。

同国の弁護士たちは、そのような見解は適正でないと考えている。商標登録に関する同国の規則には、あらゆる代理人が登録を更新できると規定されているからだ。同規則はさらに、代理人が適正な代理権限を与えられていないのではないかと登録局が考えた場合、当局は権限の付与を証明する委任状を要求することができると規定している。

登録局が以上のような意見に促されて現在の慣行を改め、あらゆる代理人が登録を更新できるという本来の状態に戻すかどうかは判然としていない。当面のところ日本の商標権者は、文書交付先として登録されていない弁護士に商標登録の更新申請を依頼しようとする場合には、同時に文書交付先に指定されている弁護士を代理人に任命する必要があるという想定の下に更新手続を進めるべきだろう。

マラウイ — 知財ポリシー文書

アフリカの諸国では、知財ポリシー文書は当然作成すべきものだという考え方が次第に浸透してきている。マラウイの「2019年度国家知的財産ポリシー」は、より広範な経済政策である「成長・開発戦略」の一部を成すものである。

今回の知財ポリシーには、優先項目として以下の5項目が特に挙げられている。

- マラウイにおける知的財産の運用と管理について責任を負う**自律的な統一機関の設置**。
- 各種の助成措置や資金提供を通じた**知財資産の創造と保護**。
- 知的財産の**有効利用と商業化**。
- 知的財産権に関する**実効性を備えた法制度**。この政策は以下のような複数の分野に分岐している：特許、著作権および意匠に関する法律のレビュー；伝統的知識、遺伝子資源およびフォークロアの表現を対象とした新法の制定；TRIPS等の国際協定の実施。
- **知財意識の醸成**。この政策には以下のような提案が含まれている：学校や第三次教育機関（大学等）における知的財産教育；知財弁護士協会の設立；知財エンフォースメントや紛争解決に関する能力の開発および知財エンフォースメント活動の調整。

モーリシャス — 新たな知的財産法

モーリシャス当局は最近、知的財産に関する包括的な新法「2019年産業財産法」（以下「新法」という）を公表した。現段階では、この新法が発効する時期は不明である。同法は、モーリシャス当局が2016年12月に発表した法案（以下「法案」という）に基づくものである。

アフリカ知的財産ニュースレターVol. 18でも触れたが、新法は元の法案に非常に近いものである。新法の最も重要な側面をいくつか以下に示しておく。

法律

すべての知的財産権は1個の制定法にまとめられ、この制定法には以下のような独立した章が含まれる：知的財産権の管理；特許；実用新案；特許協力条約（PCT）；集積回路の回路配置；植物品種；意匠；ハーグ協定；商標；商号；地理的表示；マドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）。

特許

新規性の判断基準は絶対的新規性とする；実体審査が導入される；PCTに関連する広範な規定が設けられている。

実用新案

新規性の判断基準は絶対的新規性とする；実体審査が導入される；無効に関する規定はあるが異議申立に関する規定は存在しない。

集積回路の回路配置

実体審査が導入される；登録期間は10年となる。

植物新品種

植物品種の新規性、区別性、均一性および安定性が登録要件となる；形式審査が存在する；登録期間は25年となる。

意匠

新規性の判断基準は絶対的新規性とする；意匠の「特徴が専ら技術的又は機能的な配慮に従って決定される」ものである場合、そのような意匠は登録できない；審査に関する規定が存在する；ハーグ協定に基づく国際意匠に関する手続上の問題に関係した規定が盛り込まれている。

商標

商標の定義には色彩や形状から成る商標が含まれる；実体審査（先行権利に関する審査を含む）が導入される；周知商標保護が規定されている；登録取消の理由となる不使用期間は3年とする；マドリッド・プロトコルに関する詳細な規定が盛り込まれている。

商号

商号は、その商号を使用する企業の種類について誤認を生じさせるものであってはならない。

地理的表示 (GI)

地理的表示は、生産者団体又は生産者団体の代理人たる管轄当局によって登録することができる；実体審査が存在する；登録期間は10年であるが、さらに10年の期間につき登録を更新することができる。更新の回数について特段の制限はない。

一般規定

特定の権利に関する権利者変更の登録、ライセンスの登録、最高裁への上告及び知財関連の犯罪に関する規定等が盛り込まれている。

ナイジェリア — 国連大使の批判と弁理士制度の要求

ナイジェリアの知財制度改革をめぐる騒動は、政界の長老格であるナイジェリア国連大使オシタ・アナエドゥ氏が乗り出すほどの段階に達した。同大使は最近、ナイジェリアのムハンマド・ブハリ大統領に対し、同国の知的財産法の見直しを求めたのである。同法は「時代遅れ」で、「ナイジェリアにおける知財文化の発展を抑圧している」と同大使は主張している。

アナエドゥ国連大使は弁理士制度の創設又は知財専門の補佐役の任命を要求した。同大使の言によれば、「イノベーションや創造性が花開く環境を育てるためには、堅固な知的財産制度が必要である」。

ウガンダ — 登録局長官がWIPO委員会の議長に選出

ウガンダ登録局長官を務める Bemanya Twebaze 氏は、最近、世界知的所有権機関 (WIPO) の執行諮問委員会 (Advisory Committee on Enforcement ; 略称 ACE) の議長に選出された。ウガンダ国民がこの地位についたのは今回が初めてである。ACE は 2002 年に

WIPOによって設立された委員会、世界的な知財エンフォースメントに関わる問題についてWIPO 加入国 192 か国に対し指導や指針を提供しており、その過程で官民の各種団体と密接に連携している。

ザンビア — 国際商標登録の有効性

ザンビアはマドリッド・プロトコルに署名しているが、ザンビアにおいて国際商標登録 (IR) が実際に有効かどうかという問題は難しい争点である。最近、ザンビア商標登録官が示した決定によって、再びこの問題に注目が集まっている。

この問題の背景にある事実を記せば、ザンビアは 2001 年 11 月 15 日以来マドリッド・プロトコルの加入国となっているが、同議定書はザンビアの国内法の中に明示的に編入されていない。ザンビアはいわゆる「コモンロー国家」であるため、別の言い方をすれば、国際条約が国内で効力を発生する前提として当該条約が国内法の中に明示的に編入されることを要求する国であるがゆえに、マドリッド・プロトコルについても国内法への編入（「国内化」と呼ばれることもある）が必要になってくるのである。このため、国際商標登録は同国では無効だという考え方が一般的である。

前述した最近の決定とは、**Sigma-Tau Industrie Farmaceutiche Riunite v Amina Limited** の事案において 2019 年 8 月 27 日付で示されたものである。この事案では、ザンビアを指定国とする先行国際商標登録を理由として商標登録出願に対する異議申立がなされていた。登録官はこの異議申立を支持し、その過程で国際商標登録は有効であるとの判断を示したのである。

この結論を導き出すに当たって、登録官はザンビアの裁判所が過去に示した複数の判決を援用している。それらは、国際条約が効力を発生する前提として国内法による国内化は必要ないという見解を支持する判例であった。登録局の主張によれば、国際商標登録は「一連の国内登録という以上のものではない」。登録局はさらに続けて、「国際出願がどこか別の場所でなされたとしても、国際出願というものは、あらゆる意図と目的に関して、国内でなされた出願と何ら違いはないと考えたい」と述べている。登録官が結論を示す前に述べたのは次のような所見であった：「それゆえ、マドリッド・プロトコルに基づきザンビアを指定国とする国際商標登録は、ザンビア商標登録簿において有効な登録であるとともに、商標法第 17 条の適用上、登録簿に記載された商標と見なされると本官は認定する」。

この決定は間違っているように見えるかもしれない。この登録官は、条約が法となるためには当該条約の国内化が要求されるという見解を示した数多くの裁判所判決を無視しているように思われるからだ。それらの判決は、実際のところ当該登録官が援用した判決を示した裁判所よりも上級の裁判所が示したものである。しかし、最も驚くべき点は、この件と非常によく似た争点を扱った最近の判決に登録官が言及していないことである。

その判決とは、**Johnson and Johnson v Aardash Pharma Limited** の事案において 2017 年に示された判決である。この訴訟では、未登録商標の使用と当該商標が獲得した評判に基づき、商標に対する異議申立がなされていた。ザンビア高等裁判所は次のように判示してこの異議申立を棄却している：「ザンビアは『周知商標』に関する国際法（『知的所有権の貿易関連の側面に関する協定』；略称 TRIPS）を国内化していない…従って、商標保護の適用上、問題の商標は周知商標として認められない」。ザンビアが TRIPS を国内法に編入していなかった結果として周知商標が同国において保護を享受できないのだとすれば、ザンビアがまだマドリッド・プロトコルを国内法に編入していない時点では国際商標登録も同様に保護されないように思われる。

今回の登録官の決定は、確実に注目を集めることになるだろう。しかし、当方の見解によれば、ブランド権利者がこの決定を頼りにするのは、別の言い方をすれば国際商標登録がザンビアにおいて有効であって権利行使が可能だと推定するのは、極めて危険であろうと思われる。

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 46

[著者]
Spoor & Fisher
spoor • fisher
patents • trade marks • copyright

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,
U.A.E.
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2019年11月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りいたします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。